

令和9年度

国の施策及び予算に関する提言

令和8年7月

神奈川県市長会

神奈川県市長会役員名簿

令和8年6月10日現在

役職名	定数	氏名		備考
会長	1	平塚市長	落合 克宏	総務部会長 全国市長会都道府県市長会会長（社文）
副会長	3	茅ヶ崎市長	佐藤 光	全国市長会評議員（行政）
		南足柄市長	加藤 修平	全国市長会評議員（経済）
		厚木市長	山口 貴裕	全国市長会評議員（経済）
顧問	一	横浜市長	山中 竹春	
		川崎市長	福田 紀彦	全国市長会相談役（行政）
		相模原市長	本村 賢太郎	全国市長会相談役（社文） 全国市長会関東支部顧問
		海老名市長	内野 優	全国市長会相談役（行政） 全国市長会関東支部顧問
相談役	一	鎌倉市長	松尾 崇	
常任理事	若干名	海老名市長	内野 優	全国市長会相談役（行政） 全国市長会関東支部顧問
		藤沢市長	鈴木 恒夫	全国市長会理事（経済）
		小田原市長	加藤 憲一	全国市長会関東支部理事
		横須賀市長	上地 克明	全国基地協議会会長・ 全国市長会理事（財政）
		座間市長	佐藤 弥斗	全国市長会評議員（社文）
理事	若干名	大和市長	古谷田 力	社会文教部会長
		綾瀬市長	橘川 佳彦	経済部会長
		伊勢原市長	萩原 鉄也	行財政部会長
		三浦市長	出口 嘉一	こども・子育て部会長
監事	2	秦野市長	高橋 昌和	
		逗子市長	桐ヶ谷 寛	厚生労働部会長
常務理事	1	事務局長	竹村 洋治郎	

任期は、令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
（ ）内は、全国市長会所属委員会

要望にあたって

神奈川県内 19 市の行財政運営につきまして、日頃から特段のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、我が国を取り巻く環境は、中東情勢の悪化に伴うエネルギー価格等の上昇に加え、依然続く物価高騰などにより大変厳しい状況にあります。

政府は補正予算により対策を講じているところですが、先行きは依然不透明な状況が続いています。

こうした状況にあっても、住民に最も身近な我々都市自治体は、福祉、医療など日常の暮らしに直結する喫緊で多様な課題に迅速に取り組み、着実にその対策を推進していかなければなりません。

この要望書は、多くの課題を解決するために国における令和 9 年度の制度設計や予算編成等に反映させることを目的として、神奈川県市長会の要望事項をとりまとめたものです。

都市自治体としても創意工夫により特色あるまちづくりを進めるとともに、行政サービスを将来にわたり安定的に提供するため真摯に取り組んでおります。

しかしながら、我々都市自治体の力だけでは対応できない課題が少なくないことも事実です。神奈川県内 19 市の置かれた実情にご理解を賜り、各要望事項の実現に向けてより一層のご支援をお願い申し上げます。

令和 8 年 7 月

神奈川県市長会

会 長 落合 克宏

目 次

	頁
1 真の分権型社会の実現のための改革の推進と都市行財政の充実強化について……	1
2 福祉行政と地域保健医療対策の充実強化について ……………	7
3 教育文化行政の充実強化について ……………	13
4 基地対策の充実強化について……………	16
5 都市環境行政の充実強化について ……………	18
6 都市基盤の整備促進について……………	20
7 社会経済の動向に対応した支援について ……………	25

要 望 事 項

1 真の分権型社会の実現のための改革の推進と都市行財政の充実強化について

真の分権型社会を実現するためには、地方への権限移譲の推進や、地域の実情に即した自主的、自立的な行財政運営ができるよう、国と地方の役割分担に応じた都市税財源の充実強化が必要不可欠である。

しかしながら、昨今の経済状況は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、物価高騰や金利上昇に伴う影響などから、地方自治体の財政運営は依然として厳しい状況に置かれており、福祉、医療などの社会保障関係費の増大や、日常生活に欠くことのできない教育、安全などの経費等についての見直しも余儀なくされるなど、住民サービスへの影響が懸念される。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) 地方交付税の確保等について

ア 全ての地方自治体が、激甚化・頻発化する自然災害への対応としての防災・減災、国土強靱化に係る取組のほか、こども・子育て政策の強化、医療・介護の体制整備、地域社会のデジタル化、脱炭素社会の実現に向けた取組など、様々な行政サービスを適切に担えるよう、地方単独事業も含めた地方の財政需要を的確に地方財政計画に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確実に確保すること。

イ 地方交付税は地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減や、地方が保有する基金の増加や現在高を理由とした地方財源の削減は決して行わないこと。

ウ 地方の歳出削減努力によってもなお生じる財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引き上げによって対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

エ 地方交付税の算定に当たっては、市町村における毎年度の予算編成に支障が生じないように、地方交付税額の予見可能性を確保すること。

オ 公立病院の施設整備に係る地方交付税措置の単価は、過去から実建築単価との差が生じていることに加え、昨今の金利上昇により、起債償還額のうち利息分が増加し、一般会計から病院事業会計への繰出金も増加している。今後も労務費や資材費の上昇に加え、金利上昇による起債償還額の増加が見込まれることや、過去から生じている実建築単価との差を解消するため、上限が設定された平成 21 年度以降の単価上限を撤廃し、実繰出額の 1/2 を措置するよう見直すこと。

カ 公立病院の運営に係る地方交付税措置について、公立病院のうち、救命救急センター、周産期母子医療センター、がん診療連携拠点病院、地域医療支援病院、災害拠点病院等に指定される地域の中核的医療を行う基幹病院は、不採算かつ高度医療を提供することから、医師等医療職の確保人数や、医療機器及び医療材料等をより充実させる必要があり、一般の公立病院よりも必然的に費用が高くなる傾向にあることに加え、昨今の賃上げや物価高騰の影響が、病院経営悪化の主要因となっている。このため、実勢と大きく乖離のある普通交付税の病床割、救急告示病院分の算定額のほか、特別交付税の周産期医療病床、小児医療病床、小児救急医療提供病院、救命救急セン

ターの単価を、実勢額となるよう毎年度見直すとともに、基幹病院にあっては一般の公立病院より重点的に交付税措置内容を見直すこと。

(2) 普通交付税不交付団体における財源充実について

- ア ふるさと納税制度や企業版ふるさと納税、自治体情報システムの標準化など、国の施策にも関わらず、普通交付税措置となり、普通交付税の不交付団体の財政を圧迫している制度等がある。国においては、不交付団体の状況を改めて理解していただくとともに、交付団体・不交付団体を問わず、地方の財源充実が図られるようにすること。
- イ 保育対策総合支援事業費補助金をはじめとした国庫補助金等について、現在導入している財政力に基づく割り落としや嵩上げ制限を廃止すること。また、ふるさと納税制度のワンストップ特例制度における所得税控除相当額の個人住民税減収分については、その全額を地方特例交付金等で補填するなど、普通交付税交付団体と不交付団体の較差を解消するとともに、今後財政力による較差が生じるような制度を導入しないこと。さらには、国の税制改正により、地方税収に影響を及ぼす場合には、地方公共団体に対し確実な財政措置を講じること。
- ウ 地方交付税措置については、普通交付税不交付団体において実質国の財源負担を地方自治体に一部転嫁するものであるにも関わらず、多くの財源が同措置により行われている。不交付団体にとって不公平な状況を是正するため、既に地方交付税措置とされている、ガバメントクラウドに関連する諸費用や、全ての定期予防接種に係る経費など国の施策による事業費のほか、今後、全国一律の制度改正等により生じる自治体負担については、地方交付税措置とせず、市町村間の費用負担に較差が生じないように、財源措置を講ずること。また、学校給食費の負担軽減に係る財政措置については、現行制度を維持するとともに、毎年度の物価動向を踏まえて交付額を適切に算定し、市町村の負担が生じないようにすること。

(3) 償却資産に対する固定資産税の堅持について

償却資産に対する固定資産税は、産業振興、地方活性化に取り組む市町村の自主財源を確保するためにも必要なものであることから、国の経済対策などの観点からの見直しは行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

(4) ふるさと納税制度の見直しについて

- ア ふるさと納税制度については、令和8年度税制改正において、特例控除額について、193万円を上限として新たに設定されたが、限られた高所得者を対象とした改正であり、返礼品を目的とした寄附の増加により都市部における地方自治体の財政に与える影響が大きくなっていることなどの課題は依然として残されていることから、特例控除額の上限の引き下げなどにより、本来の趣旨に沿った制度となるよう更なる見直しを行うこと。
- イ ふるさと納税制度は、個人住民税の流出が大きく、特に不交付団体における行政サービスの提供に著しい影響があるため、制度の改善を図るとともに、ワンストップ特例制度及び寄附控除による市税の減収分には地方交付税によらない財政措置を講じる

こと。

ウ 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について、普通交付税の交付・不交付によらず、全ての地方公共団体への寄附に適用するよう見直すこと。

(5) 権限移譲の推進と都市税財源の充実強化について

ア 地方自治体が自主的かつ自立的な行財政運営を確立し、地域のニーズに的確に対応できるよう、真の分権型社会の実現のための改革を着実に推進し、これまでの地方分権改革に係る一括法等の内容にとどまらず、国から地方、都道府県から基礎自治体への大幅な権限移譲を早期に進めること。

また、権限移譲の推進に当たっては、住民に身近な事務・権限は全て地方自治体に移譲することを基本としつつも、地方自治体の規模や能力は多様であり、直面する課題も異なることから、「手挙げ方式」など、個々の地方自治体の発意に応じた権限移譲について積極的に取り組むこと。

イ 国による関与、義務付け・枠付けについては、地方の意見を十分踏まえ、早期の廃止を基本とした更なる見直しを徹底して行うこと。また、国は一括法等により、法律による「枠付け」の見直しを行ったとしながら、条例委任にあたって省令で「従うべき基準」を設定することで、実質的に「枠付け」を存続させている。地方の自由度を高めるために、今後「従うべき基準」の設定は行わないこと。また、既に設定された基準についても撤廃すること。

ウ 国から地方への権限移譲による新たな事務権限に応じた国と地方の税源配分の是正の積極的かつ計画的な推進と、更なる税源の拡充を図ること。なお、国から地方、都道府県から基礎自治体への権限移譲に当たっては、移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、確実な財源措置を講じるとともに、マニュアルの整備や助言、研修や職員の派遣など必要な支援を行うこと。

エ 「提案募集方式」については、地方分権改革を着実に進める取組として、地方からの提案を最大限実現する方向で積極的に取り組むこと。

その際、地方が示す具体的な支障事例等だけでなく、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、国と地方の役割分担のあるべき姿を実現するという観点も重視すること。

また、検討の結果、提案内容を実現できなかった場合は、提案主体の納得が得られるよう説明責任を果たすとともに、将来予想される支障を防止するための提案に当たり一律に具体的な支障事例を求めないこと。

さらに、検討対象外等とされた提案を含め、これまで実現できなかった提案について、地方から再提案があった場合には、改めてその実現に向けて積極的に検討すること。

オ 指定都市に関しては、地方が行うべき事務の全てを一元的に担い、その役割分担に見合う税財源を持つ新たな大都市制度「特別市」の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図ること。

カ 国庫補助負担金については、国と地方との役割分担を見直したうえで、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野に

については、国庫補助負担金等を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

また、税源移譲されるまでの間、地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保するとともに、事業規模や使途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続の簡素化等、地方にとって、自由度が高く活用しやすい制度とすること。

キ 地方自治法をはじめとする現行の地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法を抜本改正すること。

ク 国と地方の協議の場については、法に基づく分科会も含め、国と地方が対等な立場で、政策の企画・立案の段階から実効性のある協議を十分に行い、特に、地方自治に影響を及ぼす国の政策に地方の意見を反映させること。また、地方側の代表者の数を増やすとともに、指定都市の代表者も加えるように見直しを行うこと。

(6) 国庫補助負担金等の充実について

国の主導による全国一律の給与及び税制改正等が行われた場合、地方自治体においては、人事給与システムや税総合システムなど、関連システムの改修を行う必要が生じるが、これらの費用について、地方交付税による措置とせず、国庫補助負担金等による明確な財源措置を講じ、地方自治体の一般財源の負担とならないよう、総務省各局及び各府省に働きかけること。

(7) 地方税収確保における徴収取扱費の見直しについて

近年、地方公共団体における税務行政は、デジタル化や多様化する納税者ニーズへの対応などにより、事務作業の複雑化とコスト増が進み、徴収事務においても、滞納整理の強化や住民からの問い合わせ対応、各金融機関においての特別徴収の収納手数料の有料化が開始され、市町村の負担は増大している。一方で、徴収取扱費となる金額は、地方税法施行令第8条の3に規定されているが、「徴収取扱費の算定の基礎となる金額」に関する直近の改正は、令和4年3月31日に公布された「地方税法施行令等の一部を改正する政令」（令和4年政令第133号）であり、その後改正されていない状況である。

地方税収の確保は、行政サービス維持のために重要であるため、市町村の事務負担に見合った経費を措置する徴収取扱費の見直しをすること。

(8) 防災・減災対策のための支援制度について

ア 緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債については、起債充当率が100%、元利償還金の70%が基準財政需要額に算入されるものであり、その期限は令和12年度までとされているが、昨今における防災・減災対策や自然災害防止対策の必要性に鑑み、恒久的な制度とすること。

イ 災害救助法が適用された場合、現行の制度では、居室、炊事場、玄関等に土砂等の障害物が運び込まれた場合でないと除去に係る経費を交付対象として適用することができないが、二次災害の防止と早期に安全な生活環境を確保するため、民有宅地内等における障害物の除去についても交付対象とするよう要件を緩和すること。

(9) 地方公共団体情報システムの標準化について

- ア 特定移行支援システムの標準化移行経費や、経過措置を解消するためのシステム改修費用、及び各システムが標準としているデータ連携の版数の差異を解消するための費用については、人件費の増加や物価高騰等の社会的要因による経費増を十分に考慮し、従前のおり、地方公共団体情報システム機構の基金を活用したデジタル基盤改革支援補助金による支援とし、地方自治体の負担とならないよう、今後も継続的かつ十分な財政支援を行うとともに、基金の用途拡充及び情報システム関連市場価格等の実情を踏まえた必要な増額をすること。また、標準化移行完了期限についても、ベンダーの対応状況やシステム規模等を考慮し柔軟に対応すること。
- イ 標準準拠システムにおいて利用するクラウド事業者はベンダーが提供するシステムごとに決定されており、クラウド利用料を考慮した自由な選択は不可能となっている。また、クラウド利用料は為替変動の影響を受けやすく、期待された運用経費の削減効果も生まれていないことから、地方自治体の経費負担増に拍車をかけている状況である。ついては、クラウド利用料の低廉化やコスト最適化に向けて、国が定める仕様等を見直すとともに、地方自治体が負担するクラウド利用料及び関連する費用についても、標準化移行経費と同様に、普通交付税の交付・不交付に関わらず、十分な財政支援を継続して行うこと。
- ウ 情報システムの標準化・共通化に係る標準仕様書における業務フロー等について、AIやRPA等の最新技術をどの業務プロセス上で利用可能か、あるいは実施済みの自治体があるか等を把握・活用できる環境を提供すること。
- エ 各自治体の個別システムについて、業務フロー等を登録・閲覧できる環境を整備することにより、全国で類似業務を実施している場合に標準化・共通化が図れるような仕組みを設けること。
- オ 標準準拠システムへの移行後において、国が定める標準仕様書の改定等に伴い必要となる更新及び改修については、運用経費とは別に一定の費用が発生することが見込まれることから、デジタル基盤改革支援補助金の対象外とすることなく、標準化移行経費と同様に、全額国庫負担とすること。

(10) 地方創生に関する取組について

働き方改革による職場環境の改善に伴い、デジタルやオンラインの活用が進み、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方が普及したことで、地方への移住が注目されている中、真に実効性のある地方創生を推進するため、社会経済の大都市集中から、人と産業、経済の地方への分散が進むよう、財政措置を含め重点的に取り組むこと。また、地方への移住及び企業の進出が進むよう、土地利用等の規制緩和策を講じること。

(11) 犯罪被害者等の支援について

- ア 犯罪被害者等の支援に当たり、国が地方自治体に対して導入の要請を行っている「見舞金の支給」などの取組については、居住する地方公共団体の特化条例等の制定の有無により、支援の内容に差が生じているという現状があるが、犯罪被害者の居住地にかかわらず、等しく支援を受けられる全国一律の制度とする必要があることから、

支援をより確実に実施していくために、普通交付税の交付・不交付に関わらず、国庫支出金による地方自治体に対する直接的な財政措置を講じること。

イ 死亡・傷害等の身体犯罪及び性犯罪で債務名義や示談書を取得した事案において、加害者側から犯罪被害者や遺族に損害賠償が支払われない場合に行う必要がある損害賠償請求権の消滅時効を中断する再提訴等に要する費用が犯罪被害者等の負担となっていることから、経済的負担の軽減のため、国において減免制度を創設すること。

2 福祉行政と地域保健医療対策の充実強化について

我が国は世界的に例を見ないスピードで少子高齢化が進行しており、このことが経済や社会保障、地域福祉に重大な影響を与えているとともに、地域住民の福祉施策に対するニーズを多様化させている。

こうした中、高齢者施策としての介護保険制度や子育て施策の充実強化、さらには地域における保健医療体制の維持や福祉施策の充実強化が強く求められている。

一方、地方自治体においては、地域住民の誰もが安心・安全に、また豊かに生活を送っていけるよう、温もりのある福祉社会の構築と健康を支える保健医療の充実に向けて、不断の努力をしているものの、少子高齢化の影響等により、依然として厳しい財政運営を強いられている。

このため、今後の更なる福祉施策等の充実強化に向けて、安定的な財源確保を含む社会福祉に係る各制度の抜本的な見直しが急務である。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) こどもの医療費に係る全国一律の助成制度の創設について

こどもの医療費助成事業に対する国庫補助制度の創設及び全国一律の新たな制度や仕組みを構築すること。

(2) 幼児教育・保育の無償化に伴う対応について

ア 幼児教育・保育の無償化に伴い新たに発生した事務手続きについては、市町村が施設・事業ごとに償還払いと法定代理受領を選択している形式を全国一律の運用となるよう国主導で統一を図るとともに、事業者の事務経費に対する国の補助制度を創設すること。

イ 2号認定の副食費については、保護者に負担を求めるのではなく、公定価格に含め、国、県、市町村の負担とすること。

ウ 幼児教育・保育の無償化は、認定区分による利用者負担額の不平等が是正されるよう、見直しを図ること。

(3) 保育料多子軽減の拡充について

満3歳未満保育認定こどもの保育料多子軽減について、多子世帯の経済的負担を軽減し、安心して第2子、第3子を産み育てられる環境を整えるため、兄弟の年齢や利用施設に関わらず、すべての多子世帯の第2子以降保育料を無償にするなど更なる軽減を検討すること。また、将来的には、すべての世帯の保育料の無償化を行うこと。

(4) 幼児教育・保育における待機児童対策について

ア 保育士不足の解消を図るとともに、自治体間の財政力による格差を生じさせないよう全国一律の処遇改善等の支援策を充実すること。

イ 保育士不足や保育士の確保に対応するため、公定価格の処遇改善加算等という手法ではなく、基本分単価を引き上げること。

ウ 待機児童の解消を図るため、定員区分が上がるとこども1人当たりの単価が下がる

公定価格の仕組みを見直して、既存保育所等の定員増が促進される制度とすること。

(5) こども誰でも通園制度について

令和8年4月から全国の市町村において実施されている本制度は、こども1人受け入れのごとに給付される仕組みになっている。それでは実施施設の経営は不安定な状態となり、施設にとって制度参入の障壁となってしまうため、給付の仕組みについては、安定した保育体制を整備できるように利用に応じた給付だけでなく、保育者の人件費分を見越した定額での給付を実施すること。

(6) 重度障害者医療費に係る全国一律の助成制度の創設について

重度障害者の生活の安定と福祉の増進を図り、国策として全国一律の身体・知的・精神障害者の重度障害者医療費助成制度を創設すること。

(7) 生活保護制度の充実について

ア 生活保護費負担金は、全額国庫負担とするとともに、全国的に生活保護受給世帯数が高い水準にある状況を踏まえ、雇用労働政策や年金制度など社会保障制度全般のあり方を含めた生活保護制度の再構築に向けて、時代に即した抜本的な改革に取り組むこと。

イ 既に所有している冷房器具が故障した場合の修理費用及び買替費用について、生活保護法による扶助（住宅維持費等）の対象とできるよう、支給の要件を拡大すること。

(8) 介護保険制度の充実について

ア 介護保険給付費負担金については、国庫負担25%のうち5%を調整交付金として交付しているが、これを別枠として確保し、国庫負担25%を全保険者に交付すること。

イ 介護人材確保に向けて、処遇改善加算の加算率の更なる引き上げや要件等の見直しを行うとともに、介護職員全体の賃金水準のより一層の底上げを行い、全産業平均との格差を是正すること。また、各自治体の立地や財政力等による格差が生じていることから、介護人材確保、処遇改善に向けた取組については国が主導して推進し、その格差の解消を図ること。

ウ 介護支援専門員の数、認定者数の増加に伴う利用件数の伸びに対して十分に増えておらず、慢性的に不足している。介護支援専門員の人材確保に向けた仕組みの検討や、ベースアップにつながる取組を推進すること。

エ 次期介護保険制度改正については、「軽度者の訪問介護、通所介護サービスの地域支援事業への移行」、「利用者負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準の見直し」及び「ケアマネジメントに対する自己負担導入」の検討に当たり、課題や影響を十分に調査・分析したうえで、慎重に検討するなど必要な措置を講じること。

オ 次期介護報酬改定については、サービスの実態に即した、適切な報酬の評価・設定を行うなど必要な措置を講じること。

(9) 難聴高齢者に対する全国一律の把握基準や支援基準及び補助制度の創設について

ア 認知症発症の危険因子の一つである難聴について、難聴と認知症発症の関連性を明らかにするとともに、難聴高齢者の把握方法や補聴器の使用条件など、全国一律の把握

握基準や支援基準を創設すること。

イ 障害区分に限らず、加齢性難聴者等の中等度難聴者の補聴器購入に対する補助制度を創設すること。

(10) 国民健康保険制度における安定運営に向けた財政支援について

ア 国民皆保険を堅持するため、国民健康保険が安定運営できるよう、国庫負担を引き上げるなど、保険者の負担を軽減すること。

イ 令和2年の法改正により、令和4年に被用者保険の適用対象が短時間労働者に拡大されるとともに、事業所の規模要件が引き下げられ、令和6年には更なる被用者保険の適用拡大が実施された。これにより、国民健康保険における無所得・低所得者層の加入割合が増加し、保険税の応能割（所得割）分が減収となることで財政のひっ迫は避けられないことから、国において無所得・低所得者数に応じた新たな財政措置を講じること。

ウ こどもに係る国民健康保険料の均等割保険料を軽減する支援制度については、令和4年度から、未就学児を対象に均等割分の1/2軽減が開始され、令和9年度から対象が高校生年代まで拡大されるが、子育て世帯の更なる負担軽減を図るため、必要な財源を確保するとともに、軽減率を拡大するなど制度を拡充すること。

エ 国民健康保険制度への一般会計からの繰り出しについて、十分な財政措置を講じること。

オ 自治体が独自で医療費助成を行っている場合の国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置について、こども（新生児から高校生まで）に限らず廃止とすること。

(11) 定期予防接種の充実について

ア 予防接種法に基づく定期予防接種において、地方交付税交付の有無など各自治体の財政状況等により、地域に格差が生じる現状は本来のあるべき姿ではない。

すべての国民が等しく接種の機会を得られるように、定期予防接種については自己負担額が一定となる仕組みの構築、または保険診療の枠組みに含めるなど実施方法・財源を改めること。

イ 国において定期接種化の議論が進められているおたふくかぜワクチン接種、RSウイルスワクチン（高齢者）、及び男性へのHPVワクチン接種について、国における議論を加速させ、速やかに結論を導くこと。

ウ 骨髄移植等の医療行為により免疫を消失した方が予防接種の再接種を受ける場合、全額を自己負担しなければならないことから、再接種を予防接種法上の定期予防接種に位置付けること。

(12) 新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応及び感染による後遺症の調査について

国民に寄り添い、一人ひとりの日常を守るために、これまで国を挙げて進めてきた新型コロナウイルスワクチン接種による副反応及び新型コロナウイルス感染症罹患による後遺症に係る調査を実施すること。

(13) 福祉施策等に係る地域区分の見直しについて

介護、障害、保育等の福祉施策に係る事業者の人材確保等を図るため、介護等報酬

や子ども・子育て支援新制度の公定価格の算定基準となっている地域区分については、早急に地域の実態に応じた制度改正や制度改革を行うとともに、従事者の処遇改善に直結する措置を講じること。また、地域区分の見直しが行われるまでの間、地域格差を解消するための財政的な支援を講じること。

(14) 生活困窮者自立支援制度の充実について

生活困窮者自立支援法における各支援事業については、生活保護に至る前あるいは保護脱却の段階の自立支援の強化に対する支援となるため、全額国庫負担とすること。

(15) 妊娠期から子育て期までの切れ目ない地域保健医療体制の充実について

妊娠期から出産、子育て期までの切れ目のない支援を充実させるため、周産期及び小児期を担う医師が不足している地域の危機的状況に対し、医療体制の確保に向けた対策を講じ、周産期及び小児医療、「産後ケア事業」等の母子保健施策を体系的に捉え、地域格差や偏在をなくすよう国の責務として対策を講じること。

(16) 共生社会の実現に向けた関連法事業の整理と法改正等について

共生社会の実現に向けて、障害者総合支援法に基づく障害福祉事業を整理し、市町村事業の地域生活支援事業のうち全国的に実施されている移動支援、日中一時支援、訪問入浴、日常生活用具給付は国事業の障害福祉サービスに含めるなど、必要な法改正を行うこと。また、国事業の訪問系サービスについては、国庫負担基準を見直し、自治体の超過負担を是正すること。

(17) 地域支援事業交付金の基準額に係る物価等上昇に応じた算定基準の見直しについて

地域支援事業交付金の基準額について、地域包括支援センター運営費等への物価や人件費等の上昇の影響を考慮し、適切な人材確保や安定的な運営ができるよう、経済状況に合わせた引き上げを毎年度実施すること。

(18) 5歳児健康診査の実施体制について

国が示している5歳児健康診査の実施に当たっては、専門医の確保が困難であるため、心理士等による実施体制を5歳児健康診査と同等の事業として位置付け、国庫補助事業対象とすること。

(19) 障がい児等を受け入れる保育所等に対する補助制度の創設について

障がいのあるこどもの健やかな育ちを支え、誰一人取り残さない社会の実現に向け、全てのこどもに等しく幼児教育・保育の機会を提供できるよう、障がいのあるこどもを受け入れる保育所等に対して、地方交付税による措置ではなく、補助制度を創設すること。

(20) 重度心身障がいがある医療的ケア児の預け先について

就労を希望する全ての医療的ケア児等を養育する保護者のために、児童発達支援事業所の開所時間の延長と医療的ケアへの対応に係る支援の拡充を図るとともに、保育

所の人員体制強化に対する財政的支援を行うこと。

(21) 妊婦健康診査の公費負担について

妊婦健康診査費用の地域間格差について、保険診療化等により早期に費用の適正化と統一化を実現させるとともに、自治体に対する地方財政措置については、昨今の物価高騰や地域の実勢を踏まえ、地方交付税措置ではなく全額国庫負担とすること。

(22) 不妊治療の先進医療への保険適用の拡大について

少子化対策の一助とするため、不妊治療を必要とする患者が安心して治療が受けられるよう、現在、医療保険の適用外となっている先進医療について、有効性や安全性の検討を進め、それらが確認された治療等について順次保険適用の対象に加え、患者の経済的負担の軽減を図ること。

(23) 不育症対策の全国一律の補助制度の創設について

不育症治療に関しては、経済的負担が大きく、治療を受けられない状況を解消するため、不育症対策等の全国一律の補助制度を創設すること。また、一部の先進医療検査費用に対して助成が開始されたが、実施医療機関が限られていることや専門医が少ないことから、不育症対策に関するプロジェクトチームにおいて課題とされた経済的支援、相談体制の拡充、周知・啓発について関係団体と協力し早急に取り組を進めていくこと。

(24) 福祉人材の確保及び定着への支援、処遇改善について

障がい福祉・介護分野における人材不足が深刻化する中、専門知識を持つ職員の確保・育成及び処遇改善や報酬算定基準の見直し、サービス費本体の報酬増額及び対象の適用拡大、地域の実態に即した適用区分など人材の確保・定着及び育成に向けた財政的支援を充実させること。

(25) 人件費等の高騰に即した診療報酬の改定と財政支援について

人件費及び物価の高騰に伴う病院経営の悪化に対し、物価等の変動に即した診療報酬の改定を速やかに行うこと及びそれらを補完する補助制度等により、病院に対する十分な財政支援を行うこと。

(26) ひきこもりの状態にある人への対策に取り組む市町村への支援について

ひきこもり当事者の社会参加を促進し、孤独・孤立を広域で支える体制の構築に向け、自治体による居場所の設置運営に係る費用に対する支援の充実に加え、当事者が社会的役割を担える機会の創出を広く展開できる体制整備に向けた支援の拡充をすること。

(27) 訪問介護報酬単価の見直しについて

令和6年度の介護報酬改定において引き下げられた訪問介護サービスの報酬単価について、利益率の低い小規模な訪問介護事業所への影響が大きく、経営難や倒産につながる恐れがあることから小規模な訪問介護事業所への報酬単価について見直しを行うこと。

(28) 給付費不正(不適切)請求における負担金の返金について

障がい福祉サービス事業所や介護事業所等において不正請求等があった際の介護給付費等返還金について、満額が返還されない場合であっても、国、県から交付される負担金は返還決定額の総額が控除されて算定され、自治体（保険者）による負担を強いられていることから、不正請求額を含む全額ではなく、実際に返還された額に応じた負担金の算定を行うこと。

(29) 火葬場整備事業費補助制度の創設について

「墓地、埋葬等に関する法律」に、地方公共団体の火葬場の施設及び設備の改修や更新に係る国の財政的支援を定めたうえで、国庫補助制度として火葬場整備事業費補助制度を創設すること。

3 教育文化行政の充実強化について

暮らしや価値観が多様化・複雑化した時代に対応するため、学校教育には、地域に根ざした特色ある教育や、従来地域や家庭が担ってきた役割も含めた幅広い対応が求められている。こどもたちが持つ可能性を導き出し、豊かな人間性や創造性を育むために、初等・中等教育が担う役割は非常に重要である。

現在、学校現場では、新学習指導要領の趣旨を踏まえ「生きる力」を育む環境づくりの推進を図り、学力の向上、心の教育、開かれた学校づくり、学校給食の充実等、多くの教育課題の解決に向け努力している。一方、教員採用試験の受験者数が減少傾向になるなど、教職員配置等の充実是全国的な課題となっており、課題解決のためには、教職員定数の拡充や教職員の働き方改革等が不可欠である。

また、新学習指導要領の完全実施に伴う外国語教育の充実、GIGAスクール構想の推進に伴う財政負担並びにICT教育に係る人材不足等が課題となっている。

さらに、こどもたちが安全で、安心して快適な学校生活を送ることができるよう、老朽化した学校施設の整備等も急務となっている。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) 教職員配置等の充実について

ア 学習指導要領の確実な実施及び教員がこども一人ひとりに向き合う時間の確保や働き方改革の観点から、スクールサポートスタッフの全校配置を継続及び拡充するとともに、地域や学校に応じた柔軟な学級編制（少人数学級等）や学校における食育（完全給食による食事指導）、学校図書館への専任司書教諭の配置によるこどもの読書活動等を推進するために、学級編制及び教職員定数の標準に関する一層の見直しを図るとともに、所要の財源措置及び教職員確保に向けた対策を講じること。

イ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用による教育相談機能の充実のため、スクールカウンセラー等の全校での常勤化の検討を進め、標準法における教職員定数として算定する定数措置を講じること。

ウ 特別支援学級等に在籍する専門的な教育支援を必要とする児童生徒に対応するため、学級編制の見直しや教職員の定数改善を講じること。

エ 教育相談コーディネーターのコーディネーター業務に携わる時間の確保のため、校内の児童支援の中心となっている教員の授業の後補充を加配教員が行えるよう、必要な経費について措置を講じること。

オ フルインクルーシブ教育推進の一つの柱として、現在、通常級・特別支援学級・特別支援学校に分離している児童生徒の在籍を一本化していくことは不可避である。フルインクルーシブ教育を推進するために、特別支援学級における教職員の配当基準を現行の児童生徒の在籍数ではなく、「通常学級において支援が必要な児童生徒数」とすること、また、フルインクルーシブ教育推進のための加配定数の措置を講じること。

(2) 外国語教育の効果的な推進について

学習指導要領に示されている外国語教育の実施のために、小学校、中学校及び義務教

育学校における外国語指導助手（ＡＬＴ）配置に係る財政上の支援を制度化すること。

(3) G I G Aスクール構想の推進について

整備した１人１台端末を効果的に活用するため、デジタル教科書や各種学習アプリの導入、クラウドサービス活用に伴うアカウント管理、教員研修、ＩＣＴ支援員、授業目的公衆送信補償金及び次期校務支援システム導入に関する費用等、G I G Aスクール構想及び教育D Xを推進するうえで必要となる全ての経費について、全額国庫負担とするなど、支援体制の充実を図ること。

(4) 部活動の地域展開等について

ア 生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を継続的に保障するため、部活動の地域展開までの間において、部活動指導員や外部指導者等、地域の実情に応じた人的配置の拡充に向けた十分な財政的措置を講じ、部活動指導員配置促進事業における次期改革期間においても補助を縮小せず、支援を継続すること。

イ 部活動の地域展開後は、地域クラブへの参加費など、保護者等の新たな費用負担が課題となることが見込まれるため、家庭の経済状況により生徒の活動に格差が生じることのないよう自治体が支援できるように、十分な財政的措置を講じること。

(5) 学習環境の充実について

入院中の児童生徒が病院内で学習する場合、病院が所在する区域内の母体校（病虚弱学級設置校）に在籍しなければならない、入退院を繰り返す児童生徒やその保護者にとって事務的、精神的負担につながっていることから、学籍異動を伴わずに院内学級に入級できるシステムを構築すること。

(6) 学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）について

ア 令和８年４月から小学校段階での学校給食費の抜本的な負担軽減が実施されることとなったが、その実施状況や今後の物価動向等を踏まえ、全額国費で負担することも含め、どの自治体にも適切な支援水準となるよう適宜、見直しを行うこと。

イ 中学校への拡大についても、速やかに実現すること。

(7) 学校施設等の整備について

ア 公立学校施設における35人学級導入に伴う教室整備、老朽化対策、給食施設及び空調設備の整備を推進するため、学校施設環境改善交付金については、計画した事業の全件が補助金を受けることができるよう財源を十分に確保すること。また、リース方式を活用した場合にも補助対象とするほか、屋内運動場への空調の新設については耐用年数を考慮して建物の断熱化を要件から除外するなど、実態に即した補助要件や補助率の見直し、対象事業の拡充を図ること。

イ 災害時における避難所、地域コミュニティ形成に向けた機能等、まちづくりにおいて重要な役割を担う学校施設について、他の公共施設との複合化を図り、計画的・効率的な施設整備を進める必要があることから、地方公共団体が策定した個別施設計画に基づき実施する学校施設の建て替えに対する補助制度の創設及び長寿命化改良事業に対する補助制度を実態に沿うよう見直すこと。

(8) 不登校児童生徒への支援について

- ア 不登校児童生徒の多様な学習機会の確保と学びの質の向上に向けた支援充実のため、校内教育支援センターの運営を担う教職員を、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」における教職員定数に位置付け、加配定数の拡充を行うほか、相談支援を行う校内教育支援員を学校教育法施行規則で規定するなど明確に位置付けするとともに、充足を図るために更なる財源措置を講じること。また、校内教育支援センターにおいて、在籍校の教職員が指導等に当たり、その教職員の代替として非常勤で雇用する教職員の報酬等を新たに対象経費とするよう「校内教育支援センター支援員の配置事業」を拡充するとともに、補助年限を撤廃すること。
- イ 教育支援センターについて、通室生へのきめ細かな指導の充実を図るため、加配定数を拡充して専任教員を配置するほか、指導員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどを配置できるよう財政措置を講じること。また、教育支援センターで使用する備品、消耗品及び、賃貸借物件で教育支援センターの支援を実施する場合の賃貸借料について財政的支援を実施すること。
- ウ 学びの多様化学校に十分な教職員を配置できるよう加配定数の拡充を行うこと。
- エ フリースクール等の学校以外の多様な学習活動に対し、負担軽減のための経済的支援などの措置を早急に講じること。なお、その際には、全てのこども・保護者が支援の対象となるよう、全国一律の財政支援を行うとともに、先行実施している都道府県の措置に加算して対応ができるよう制度や仕組みを構築すること。

4 基地対策の充実強化について

神奈川県内には12箇所約17km²に及ぶ米軍基地があり、その多くが人口密集地に位置している。基地が存在することで、周辺住民は長年にわたり、航空機騒音や度重なる部品落下、墜落事故などの不安に悩まされているとともに、生活環境の保全や都市基盤整備においても著しい障害となり、日常生活やまちづくりに大きな影響を受けている。

国において、従来から、基地周辺対策がなされているが、基地周辺住民への十分な対策とはなっておらず、住民は安全と福祉、良好な生活環境を確保するために、基地の早期返還を切に願っている。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) 基地負担の解消、基地の返還等について

ア 人口密集地に基地が所在することに起因する航空機騒音・振動や事件・事故に対する不安、まちづくりへの支障など、基地周辺住民の負担解消に向けた取組をより一層進めること。

イ 米軍基地は、市民生活やまちづくりの大きな障害となっていることから、基地機能を整理、縮小し、返還を図ること。特に、市民生活の利便性向上や計画的なまちづくりを進めるうえで緊急に必要な箇所については、早期に返還を実現すること。

ウ 航空機による騒音被害への唯一の対策である住宅防音工事について、住民にとって最低限必要な屋内環境を保持するものであることから、引き続き積極的に取り組むこと。また、今般対象拡大した告示後住宅の区域の住民に対し、周知徹底を図り、国の責任において、丁寧な説明を行うとともに、工事を希望する住民に不公平感が生まれることなく早期に工事ができるよう、十分な財政措置を講じること。

エ 移転措置事業等に伴い、厚木基地周辺で防衛省が管理している国有地については、区域見直しにより区域外となった場合は、迅速に財務省に移管するなど適正な措置を講じるとともに、地元自治体等が使用している国有地については、無償使用を継続させるなど柔軟に対応すること。

オ 池子住宅地区及び海軍補助施設の共同使用地（約40ヘクタール）等について、早期返還を実現するとともに、共同使用開始に伴い、米軍に代わり市が負担する経費を勘案し、十分な財政措置を講じること。

(2) 基地交付金に係る予算の増額について

ア 基地交付金における国有財産台帳価格と固定資産税台帳価格との較差を是正し、調整交付金と併せて交付額の引き上げを図るため、必要な措置を行うとともに、大規模な提供資産の追加がある場合は、別枠で予算を確保し、交付額に減少が生じないよう措置を講じること。

イ 基地が所在することによる、まちづくりをはじめとする周辺地域への影響を考慮し、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律による周辺対策事業予算を増額し、申請事業の完全採択を図ること。さらに、同法律第5条により指定される第二種区域内における固定資産評価額の下落並びに移転補償により国が取得した国有財産の所在に伴う固定資産税及び市民の市外転出による市税の減収に対する補填措置を講じ

ること。

(3) 基地周辺住民及び市への支援について

防衛施設（軍用飛行場）が所在する限り、軍用機の騒音や事故への不安、まちづくりの支障など様々な基地に関わる負担が地元自治体や市民に生じていることから、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律による周辺対策事業予算を増額するとともに、補助採択基準の見直しや新たな補助メニューの創設を図り、地元自治体が行う学校等の防音工事に対する補助を継続すること。また、様々な負担に見合うよう新たな制度の創設も含め交付金の増額を図ること。

5 都市環境行政の充実強化について

地域社会における快適な都市環境及び生活環境の形成を推進するためには、地域の実態に即したごみ処理対策や、廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理を一元的にとらえた総合的な廃棄物処理政策を推進することが重要である。

特に、廃棄物処理施設は他の公共施設と比べ、より一層環境に留意して取り扱う必要のある施設であり、廃止した廃棄物処理施設は早期に解体する必要がある。

また、地球温暖化対策に世界を挙げて取り組むことが待ったなしとなる中で、2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、2030年度までに温室効果ガスを46%（2013年度比）削減することを目指し、公共建築物等におけるZEB化の推進等が求められている。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) 廃棄物処理施設の解体について

廃棄物処理施設の解体について、跡地利用をせずに更地にする場合、又は、ごみ処理施設以外の施設を整備する場合、若しくは、解体する施設との関連性・連続性がない場合も含めた新たな処理施設を整備済である場合であっても、解体費を循環型社会形成推進交付金の交付対象に位置付けるか、新たな交付金制度を創設すること。

(2) プラスチック製品、リチウムイオン電池等の回収及びリサイクルに係る費用負担の見直しについて

ア プラスチック資源循環法に基づくプラスチック製品の分別・リサイクルに当たっては、容器包装リサイクル法の基本理念を踏まえ、自治体の費用負担を早期に見直すとともに、拡大生産者責任の考え方に基づき、分別収集・中間処理も含めたすべての費用を事業者が負担する制度に見直すこと。また、事業者が負担する制度を構築するまでの間、市町村の費用負担が生じないように、実施する市町村に対し十分かつ確実な財政措置を講じること。

イ 資源の有効な利用の促進に関する法律に基づくリチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を使用している製品の処理に当たっては、拡大生産者責任の考え方に基づき製造事業者及びそれらの輸入販売事業者の回収及びリサイクル率の向上を図るとともに、国の通知に基づき自治体が行う分別収集・リサイクルに関するすべての費用を事業者が負担する制度に見直すこと。また、事業者が負担する制度を構築するまでの間、市町村の費用負担が生じないように、実施する市町村に対し十分かつ確実な財政措置を講じること。

(3) 地域の脱炭素化に向けた取組の推進について

2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組として、「地域脱炭素ロードマップ」における「自治体の建築物や土地への太陽光発電設備の導入」の促進に向けた地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業を継続して実施するとともに、脱炭素化に向けた取組の支援は、普通交付税交付団体に限らず、全ての団体が支援を受けられるように国庫補助等による措置を講じること。

(4) 旧日本軍に由来する土壌汚染への対応について

戦前の国の機関である旧日本軍に由来する危険物及び土壌汚染については、国が責任をもって対応すべき事案であることから、A事案区域(旧相模海軍工廠化学実験部跡地)及びその周辺地域において、産業振興の妨げとならないよう、各種法令等の基準を満たすべく、適切な措置を講じること。

(5) 在宅医療廃棄物の適正処理について

感染の恐れのある在宅医療廃棄物については、安全性及び適正処理の確保の観点、さらには、在宅医療行為が医師の処方に基づき実施されるという診療の延長上にあることや、医療機関は自らの医療行為により発生する感染性廃棄物等の処理を実施していることに鑑み、医療機関等による回収・処理システムを早期に構築すること。

(6) 合併処理浄化槽の整備及び維持管理に係る支援の拡充について

単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を進め、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図るため、地域の実情や近年の急激な物価上昇等を踏まえて、合併処理浄化槽の整備及び維持管理に係る補助制度を拡充すること。

6 都市基盤の整備促進について

少子高齢化への対応や経済の活性化、国民の安心・安全を図り、個性と活力にあふれた豊かさを実感できる地域社会を実現するためには、都市基盤の整備等を一層進めていく必要がある。

しかしながら、地方自治体が取り組むインフラや地域振興施設の整備、公共施設や公有財産の維持管理、地域経済の活性化や沿線住民の住環境向上のための道路の整備、充実した鉄道ネットワークを構築するための運輸・交通施策、国際競争力の強化や国民の安心・安全のための港湾・海岸の整備、集中豪雨や地震等の災害発生時における河川の増水や津波の遡上から流域住民の生命や財産を守るための河川等治水事業等には多くの課題があり、いずれも早期に対策を講じることが求められている。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) 道路の整備促進について

ア 首都圏中央連絡自動車道の一部である高速横浜環状南線及び横浜湘南道路については、慢性的な交通渋滞の解消や災害時における道路網の確保、沿線住民の住環境の向上、中央自動車道及び関越自動車道へのアクセス向上等の整備効果を早期発現すべく、事業を推進すること。また、自然環境、工事の安全や沿線環境等に十分な配慮を行うことや、本線と一体的に整備する必要があるインターチェンジアクセス道路の事業費を確保すること。【横浜、鎌倉、藤沢】

イ 新東名高速道路の海老名南 JCT 以東の計画については、慢性的な渋滞状況が発生している東名高速道路との交通機能の分担による高速性の確保や広域物流の営業エリアの拡大、観光地へのアクセス性の向上が図られることによる地域発展及び交流の拡大化、ダブルネットワークによる、災害への対応力及び減災力の強化、一般道を利用する大型車両の減少による交通需要の変化といった効果を実現するため、計画を具体化し、本線延伸を図ること。【海老名、藤沢、伊勢原】

ウ 国道 357 号について、事業化区間を着実に整備するとともに、整備に当たっては、安定した財源を確保し、環境等にも配慮すること。【横浜】

エ 厚木秦野道路について、有料道路事業など様々な整備手法の検討を行うとともに、渋滞の現状や土地利用の状況等を踏まえ、段階的な事業化も考慮の上、早期事業化と早期整備を図ること。【秦野、厚木、伊勢原】

オ 県が事業主体である都市計画道路西海岸線や三浦縦貫道路Ⅱ期区間の未整備区間、三浦半島中央道路をはじめとする三浦半島の幹線道路の早期整備に向けた着実な事業費を確保すること。【三浦、逗子】

カ 社会資本整備総合交付金については、緊急輸送路等の整備、こどもの移動経路等の生活空間における交通安全対策の推進のため、着実に事業費を確保すること。個別補助については、無電柱化事業の推進や道路施設の適切な維持管理と老朽化対策、地方踏切道改良計画に位置付けられた踏切道の改良について、継続的に事業費を確保すること。【横浜、相模原、平塚、鎌倉、藤沢、小田原、逗子】

キ 狭あい道路の解消による安全で良好な住環境の整備や建築活動の円滑化を図るため、地方自治体が実施する狭あい道路整備等促進事業の拡幅整備に要する費用について、

事業を継続し、支援を行うこと 【伊勢原、相模原、小田原、茅ヶ崎、逗子、厚木】
ク 重要な補助国道（都道府県や指定都市が管理する国道）である一般国道1号保土ケ谷橋工区及び不動坂工区の整備に対して、計画的かつ重点的な支援を行うこと。

【横浜】

ケ 相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業の推進に必要な事業費を確保すること。【横浜】

コ 地域経済の活性化や三浦半島全体の交通の円滑化を図るため、三浦縦貫道路をはじめとする三浦半島地区の有料道路の通行料金が引き下げられるよう、県道路公社に対し、国の立場から技術的指導等の支援を強化すること。【三浦、逗子】

サ 互いに隣り合う神奈川県西部と静岡県東部には、多くの国際的観光資源が集積しているが、県境の地域は急峻な地形上、主要な幹線道路が走る海岸線や箱根周辺はいずれも脆弱な道路環境にある。そのような中、令和3年7月の豪雨では、静岡県熱海市で発生した大規模な土石流により交通が寸断された。また、令和8年2月の大雪では、高速道路の長時間に渡る通行止めにより、各種国道が大渋滞になり、市民生活等に支障をきたすなど、当該地域の脆弱な道路環境が改めて露呈した。大雨や台風などの激甚化する自然災害、切迫する巨大地震に備えるとともに、当該地域の回遊性を向上させるため、神奈川と静岡を結ぶ道路ネットワークの強化に資する伊豆湘南道路の計画を推進すること。【小田原】

(2) 水道施設の整備について

老朽化した水道施設の更新や耐震化を円滑に進めていくため、防災・安全交付金（水道管路耐震化等推進事業）の見直しや、新たな支援制度の創設など、事業者の現状に即した財政支援策を整備すること。【秦野、川崎、小田原、三浦、座間】

(3) 水道事業体の県営水道への統合支援について

県下の水道事業体で県営水道事業への統合を希望する事業体がある場合には、積極的に統合することを求めるように県に対して働きかけるとともに、当該事業体はもとより密接に関連のある周辺の事業体に対して、制度的・財源的支援の体制を整えること。

【三浦】

(4) 下水道施設の整備について

下水道施設は、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全などに寄与する極めて公共性の高い社会資本である。このため、水質汚濁防止法では、国の責務として、地方公共団体が実施する生活排水対策に対し、財政上の援助に努めなくてはならないと明確に示されている。全国的に人口減少が進む中、施設の新設よりも既存施設・設備の管理、更新を適切に行い、延命化を図ることの重要性がますます高まるとともに、高度経済成長期以降、急速に整備された下水道施設のストックの老朽化が今後増加していくことは必至であることから、老朽化対策に係る事業費について、必要な財源を確保すること。

【三浦、横浜、川崎、相模原、平塚、鎌倉、藤沢、小田原、茅ヶ崎、逗子、秦野、厚木、大和、綾瀬】

(5) 汚水管の改築に係る国費支援の要件について

下水道施設は、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全などに寄与する極めて公共性の高い社会資本である。ウォーターＰＰＰの導入は、地域の実情や生活の基盤である下水道施設に係る公共としての在り方など諸事情を勘案したうえで検討されるべきものであり、老朽化対策が求められる中、汚水管の改築に係る国費支援の要件としないこと。

【小田原、川崎、相模原、茅ヶ崎、厚木、大和、海老名】

(6) 河川等治水事業の推進について

平成 28 年 5 月に国土交通省が発表した相模川の洪水浸水想定区域図によれば、浸水区域が従前の想定と比較し、約 2.4 倍に拡大した。また、令和元年東日本台風では、国・県が管理する河川の 142 もの箇所ですべて堤防が決壊し、各地に甚大な被害を及ぼした。堤防未整備箇所が多い相模川において、このような被害を未然に防ぐためにも、現在進めている左岸国道 1 号下流（茅ヶ崎市中島地区・平塚市馬入地区）の高潮対策を推進するほか、右岸国道 134 号上下流（平塚市須賀）の堤防耐震化整備をすること。また、将来計画を踏まえた完成堤防の整備方針・整備時期を明確にし、早期完成すること。**【茅ヶ崎、平塚】**

(7) 社会資本整備総合交付金について

インフラ整備等に係る社会資本整備総合交付金について、要望額と配分額に乖離があり、財源に基づく事業計画の執行に支障をきたしていることから、地方が必要とする総額を確保するとともに、地方自治体ごとに要望額に対する配分額の割合に極端な格差をつけることなく、地域の実情を勘案した適切な配分とすること。**【秦野、座間、川崎、相模原、平塚、鎌倉、藤沢、小田原、逗子、三浦、南足柄、綾瀬】**

(8) 鉄道施設の整備促進について

ア 横浜 3 号線の延伸（あざみ野～新百合ヶ丘）の早期事業化に向けた取組への協力や、都市鉄道の整備に必要となる十分な財源を確保すること。**【横浜、川崎】**

イ 「いずみ野線延伸」については、平成 28 年の交通政策審議会答申において、「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」に位置付けられ、神奈川県を中心に関係者で検討を進めている。本計画は、横浜や川崎と湘南都市圏をつなぐ交流連携の強化や、各都市の持つ機能・個性・地域資源を結びつけ、豊かな自然に恵まれ、活力に富んだ環境と共生するネットワーク型都市圏の形成に資するものであるため、その計画路線の事業化に向けて、鉄道建設のスキームや適用可能な財政面での支援制度の創設に対する支援を行うこと。**【藤沢】**

(9) 港湾の整備促進について

ア クルーズ船利用者を含めた観光客の満足度向上を図り、地域経済活性化につなげていくため、臨海部の賑わい創出に積極的な支援を行うこと。**【横浜】**

イ コンテナ貨物や自動車貨物等の取扱機能の強化を図るため、先進的な港湾施設の整備に対する支援を行うとともに、国際コンテナ戦略港湾として国際競争力強化を図るために必要な港湾コスト低減やロジスティクス拠点形成等の取組に支援を行うこと。

【横浜、川崎】

- ウ 頻発する大型台風等による高波や高潮、大規模地震による津波からの被害を防ぐため、海岸保全施設等の整備への支援を行うこと。【横浜、川崎、茅ヶ崎】
- エ 港湾物流機能の強化に資する臨海部と背後圏を連絡する臨港交通施設の整備等を促進すること。【川崎】
- オ 港湾施設の老朽化に対応した維持管理に必要な財政措置及び施設の延命化に係る事業の拡充を図ること。【横浜、川崎】
- カ 新たな港の賑わい創出や地域の活性化を図るため、川崎港において観光船等の受入れに必要な検討や支援を行うこと。【川崎】
- キ 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化等を通じたカーボンニュートラルポート（CNP）の形成を推進するための取組に積極的な支援を行うこと。【横浜、川崎】

(10) 水産基盤の整備促進について

国民への安全・安心な水産物の提供のため、利用範囲が全国的な特定第三種漁港である三崎漁港において、複数事業者が入居する、いわゆる「長屋方式」の加工場の整備に対する財政支援策の拡充等、水揚げから加工・流通まで一貫した高度衛生管理に関する取組を推進するとともに、地域の活性化を図る取組である海業を推進するため、漁港の柔軟な活用を促進するための制度改正、及び放置漁具等の撤去、海業の計画づくりやモデル的な取組等に必要な財政支援策を拡充すること。【三浦】

(11) 都市整備の推進について

最先端ヘルスケア産業、研究機能の集積地としての新たな拠点整備を目指す藤沢市村岡地区、鎌倉市深沢地区のJR東海道本線新駅設置を伴う一体的なまちづくりは、我が国の国際競争力の強化にも資するものであることから、国の重点配分方針にも合致する土地区画整理事業、新駅設置等を含む交通結節点整備への財政的支援を行うこと。【鎌倉、藤沢】

(12) ロードプライシング（エリアプライシング）の推進について

多くの歴史的遺産が残る鎌倉地域の交通渋滞の抜本的な解消を目指し、（仮称）鎌倉ロードプライシングの導入に向け、より一層の制度面、技術面及び財政面の支援を行うとともに、導入に向けた社会実験や実施に当たっての補助制度の充実、課金効率を高めるための車両へのETC装着の義務化に向けた施策を実施すること。【鎌倉】

(13) 水上オートバイの適切な利用について

水上オートバイの飲酒操縦及び危険な操縦の取締りの徹底及び水上オートバイによる大きな排気音や海上での大音量の音楽等を流すことについて規制すること。
【逗子、藤沢、茅ヶ崎】

(14) 地域公共交通等の維持確保について

- ア 既存のバス路線を維持・確保するため、路線バスの赤字路線に対する国庫補助について、補助対象費用の算出に扱う地域キロ当たり標準経常費用が実際の費用との乖離が大きいため、地域の実情に応じた補助金額となるよう、地域区分を見直していくこ

と。【小田原】

イ 地域公共交通の維持確保のほか、A I や自動運転など新たな移動サービスの実現に向け、自治体が行う公共交通維持確保策や交通事業者に対する補助要件の見直し・緩和、交通事業者の人員不足解消に向けた支援など、地域公共交通における支援策の拡充を図ること。【南足柄、相模原、鎌倉、逗子、秦野、厚木】

ウ 生活交通を担う路線バス自動運転化に向けた実証実験及び自動運転レベル4 認可取得後の運行に必要な経費等について、自治体負担の軽減措置や併用可能な財政支援措置を講じること。【平塚、相模原】

エ 地域交通のリ・デザインに対応するため、多様な関係者の連携やコミュニティ交通の導入などの地域公共交通の維持・確保について、地域公共交通計画に位置付けられている事業については、導入準備から環境整備、運行に至るまで継続的な財政支援を行うこと。【厚木、相模原、鎌倉、逗子、秦野】

(15) 公共事業の物価高騰等への対策について

近年の人件費や資材価格の高騰に加え、働き方改革の推進等により公共事業(工事)の価格が著しく上昇しており、既存の補助金の充当率を満たすことができるよう十分な財政措置を講じること。

また、公共工事における物価高騰や、多様な地域課題にも対策できるよう、柔軟に実施できるよう新たな補助制度の創設についても検討すること。【鎌倉、藤沢、小田原、綾瀬】

(16) 国所管施設の雨水処理機能の見直しについて

昨今の気候変動に伴う局所的な集中豪雨等により、道路等から処理能力を超えた雨水が隣接地域へ流出し、浸水被害の一因となっているため、国道等の排水施設(道路側溝等)を適切に管理するとともに、調整池や貯留管等の雨水調整施設を整備するなど、雨水処理機能の向上を図るための対策を講じること。【厚木】

(17) 道路局所管補助金について

道路局所管補助金については、地方公共団体が道路構造物の維持管理を進めていくためには必要不可欠な財源である。

老朽化した道路構造物の増加により補修工事が必要な道路構造物が発生し、多大な事業費が見込まれることから補助金の安定かつ十分な交付を図られるようにすること。

【綾瀬、相模原、小田原】

7 社会経済の動向に対応した支援について

依然として続くエネルギーや原材料、生活物資の価格高騰や円安の状況は、家計や企業等の社会生活の様々な分野に極めて甚大な影響をもたらしている。

住民と最も近い都市自治体においては、感染症対策や地域経済の回復に向けた支援に全力を尽くしているところであるが、住民の暮らしを守り、地域経済の一層の活性化を図るには、自治体や事業者に対する社会経済の変化に即応した国からの支援が必要不可欠である。

よって、国においては次の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

(1) 財政支援について

ア GIGAスクールの推進やシステムの標準化など、国が推し進める政策に係るランニング経費や光熱費などの物価高騰に伴う地方公共団体の行政経費の増加、さらには資材価格の高騰による公共事業費の増加に対し、地方の財政運営に支障が生じないよう適切な地方財政措置や交付金制度による十分な支援を行うとともに、人事院勧告等による職員給与費の上昇に伴う人件費の増加についても、職員の適切な処遇を維持するための支援策を講じること。

イ 物価高騰に伴う財源措置について、引き続き、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」等の財政支援を行うこと。また、市民サービスの水準を堅持しつつ、新たな施策を展開し、市民福祉の更なる向上を図るため、財政力指数による交付金の較差が生じることがないように対応すること。

(2) 農業及び畜産業経営に対する財政支援について

農畜産物の生産費における高騰分は、出荷価格に十分に転嫁されておらず、農家及び畜産農家の実質的な負担となっている。国における農畜産物の合理的な価格形成には時間を要すると見込まれることから、それまでの間、継続的な財政支援が必要である。また、畜産農家が購入する配合飼料等の価格高騰対策について、配合飼料は価格安定制度があるものの、現在補填の発動条件を満たさなくなっており、牧草等の飼料は価格安定制度自体がない。農家及び畜産農家の経営安定化を図るため、計画的な財政支援及び制度の見直しについて働きかけを実施すること。

(3) 農林水産業に対する暑熱対策について

気候変動の影響により近年高温となる日が続く、農産物の生産不安定化により食料供給が減少し、市民生活・市内経済に影響が生じていることから、食料供給困難事態を防ぐため、暑熱に強い作物・品種の導入、効果的な遮光技術の導入、畜舎内の環境を維持する技術の導入、効率的な水管理技術や灌漑設備の導入など、農業そのものに係る支援とともに農業者の生命を守るための安全対策についても支援を行うこと。

また、水産業においても同様に海水温上昇により、藻場の消失が進んでいることから、水産資源の保護に向けた研究やモニタリングの強化及び藻場等再生に対する支援を行うなど、国としての具体的な暑熱対策の更なる強化を図ること。

(4) 電気料金高騰に対する財政支援について

下水道事業は水処理に多額の電力コストを要している中、電気料金高騰の影響を大きく受けているほか、物価や労務単価の上昇など、下水道事業全体の支出増加による経営状況の悪化が顕著であることから、安定・継続して下水道インフラが提供できるよう、継続的に適切な財政支援を講じること。

(5) 地域経済対策について

現在国が実施している資金繰り支援制度の継続や内容の充実を図ると共に、中小企業の事業と雇用を継続させるための取組みを強化し、更なる物価高騰対策や賃上げ対策、事業転換や新分野進出、生産性向上等に対して、より充実した事業者支援を行うこと。また、事業所が集中する都心から企業の移転が進むよう、地方拠点強化税制において移転先の対象外地域とされている神奈川県を対象地域へと見直すこと。加えて、市民生活の負担軽減につながる支援策や消費喚起につながる需要刺激策についても、継続的に行うこと。